

(3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等 ⑥

シ 法施行事務監査

(ア)平成21年度の法施行事務監査の実施について

① 都道府県・指定都市が実施する法施行事務監査

◎ 都道府県・指定都市本庁が実施する指導監査において、例年同じような事項が指摘される福祉事務所、例年多数の事項が指摘される福祉事務所、指摘率の改善が進まない福祉事務所が存在。

◎ この要因として、「生活保護法施行事務監査実施要綱」において十分に検討することとしている「保護の決定手続及び方法並びに被保護者の自立助長等個別的援助の取扱いが適正かつ効率的に行われるための前提条件」となる事項についての検討が無い又は不十分であるため、ケース検討結果のみをもって、福祉事務所に対する指導が行われていることが考えられる。



◎ ケース検討結果と併せて、査察指導の状況等についてのヒアリング及び台帳等による実施状況の確認結果等により、福祉事務所が抱える問題点を把握・分析することが重要。

◎ 福祉事務所に対しては、その把握・分析した結果を踏まえ、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助されたい。

◎ 各自治体における指導監査の実施方法等を点検し、必要な見直しを行い、充実を図られたい。